



住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

## 給付金の支給手続き

### I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

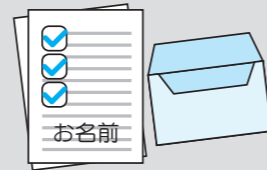
世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、広野町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 中身を確認して、**広野町に返信してください。**

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に広野町の担当窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



### II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

**!** 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便がは、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



#### お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

**☎0120-526-145**

受付時間 午前9時～午後8時（12/29～1/3を除く）

広野町役場 健康福祉課

「非課税世帯等臨時特別給付金」担当まで

**☎0240-27-2113**

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、以下の方を支援する新たな給付金です。  
「住民税均等割非課税世帯」 又は  
「令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯」
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

**1世帯あたり10万円**

### 給付金の支給時期

広野町が確認書(または申請書)を受理した日から**3週間後**が目安です。

- 広野町は、  
「住民税非課税世帯に対し、令和4年2月上旬に確認書の発送」  
「家計急変世帯の申請を、令和4年2月上旬に「申請」の受付開始」  
を行っておりますので、対象となる方は内容をご確認ください。

### 支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から  
確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは「I」へ

**申請が必要です**

申請期間：令和4年2月1日（火）  
～令和4年2月28日（月）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

詳しくは「II」へ